○中国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
東広島市八本松西三丁目一九四番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前 A	二二・〇〇～一九〇・〇〇	二四・七二九	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	六・八九～二二五・〇〇〇	一八・七三四	
	前 C	一〇・〇〇～一二〇・〇〇〇	五・四〇二	
	後 A	二二・〇〇～一九〇・〇〇〇	二四・七二九	
	後 B	六・八九～二二五・〇〇〇	一八・七三四	
	後 C	一〇・〇〇～一二〇・〇〇〇	五・四〇二	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○九州地方整備局告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　京築広域都市計画道路事業三・三・五十一―二号行橋停車場線（名称変更前の平成二十七年九州地方整備局告示第百十四号行橋都市計画道路事業三・三・二号行橋停車場線）

三　事業施行期間　自平成二十七年八月二十五日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号及び二百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
雲仙市小浜町北野字石合原九八三番三から同市千々石町庚字北打越九三番一まで	前 A	六・〇三～一六・五六	四・七〇〇	上記A・Bは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	六・〇三～一六・五六	四・七〇〇	
	後 B	一五・四七～七〇・〇四	三・四〇〇	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

人事異動

内閣府

食品安全委員会委員に任命する（一月七日）

春日　文子

警察庁

（警察庁長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）兼生活安全局付）警視監

松田　哲也

警察庁刑事局捜査第二課長事務取扱を命ずる（七年十二月十九日）

法務省

（東京高等検察庁検事）検事

鏑木　伸生

（東京地方検察庁立川支部検事）同

尾崎　友哉

（千葉地方検察庁検事）同

風間　康宏

（長岡区検察庁副検事）副検事

田澤　尚也

辞職を承認する（各通）（以上七年十二月三十一日）

（東京地方検察庁検事兼法務省民事局付）検事兼法務事務官

折原　和寛

法務事務官（法務省民事局付）の併任を解除する

（大阪地方検察庁検事兼大阪法務局訟務部付）同

藤澤さくら

法務事務官（大阪法務局訟務部付）の併任を解除する

（相模原区検察庁副検事）副検事

伊藤　充男

横浜区検察庁副検事に配置換する

（水戸区検察庁副検事）同

藤枝小百合

土浦区検察庁副検事に配置換する

和田　雅樹

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

検察官特別任用分科会に所属させる

公証人分科会に所属させる

小川　恵司　　北川佳世子　　橋爪　隆

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

検察官特別任用分科会に所属させる（各通）

秋山　仁美　　兼川　真紀　　竹内　淳

萩原　秀紀　　長谷部由起子　　丸山絵美子

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

公証人分科会に所属させる（各通）

太田　秀哉　　川出　敏裕　　神作　裕之

高橋　美保　　富所　浩介

判事兼簡易裁判所判事

細田　啓介

司法試験委員会委員に任命する（各通）

検事

佐久間佳枝

司法試験委員会委員に併任する（以上一月一日）

（横浜地方裁判所判事兼横浜簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事

甲元　雅之

検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務省大臣官房司法法制部参事官に充てる（一月五日）

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官

金津　尚志

外務省に出向させる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する

（一月六日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から令和七年八月二十六日モルドバ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月八日御答信があった。

御答電

天皇陛下から令和七年十月二十八日トルコ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月九日御答電があった。